

関係者各位

「給水装置工事施行基準・解説書」「直結給水装置工事施行基準・解説書」の改定について

戸田市水安全部
水道施設課長

日ごろより水道事業にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、昨今の水道事業を取り巻く環境の変化や、これからも安全・安心な水道水を皆さまへお届けし
ご使用し続けていただくため、令和3年4月1日より施行基準書を改定いたしました。

基準書につきまして、前回の改定からの主な改定点は、以下のとおりとなっております。

その他の改定内容及び仕様書につきましても併せてご確認くださいようお願いいたします。

《基準書の主な改定点》

【給水装置工事施行基準・解説書】(前回改定 2020年4月)

条	改定概要
第25条	ヘッダー工法における新たなPE・PB管工法に係る換算係数(追加) PE・PB管の熱融着・電気融着対応の継手等(追加)
第34条	「自動散水システム(特殊器具)」において、植栽等の周辺の化学肥料等の配水管への逆流防止対策(追加)
第37条	受水槽への過大な給水量を制御し、適正なボールタップや定水位弁の口径を算出するため、弁メーカーの流量線図ではなく数値表を作成(追加)
第60条	3階直圧給水及び直結増圧給水のうち、直結増圧給水の水質管理、維持管理区分の概要図を作成(追加)

【直結給水装置工事施行基準・解説書】(制定 2020年4月)

条	改定概要
第5条	押印義務を削除
第11条	増圧装置の二次設定圧が0.74MPaを超えないこととし、1段増圧による15階建て程度まで…… 水圧0.75MPa→0.74MPaに変更 「1段増圧による」を追加 (追加・変更)
第13条	ヘッダー工法における新たなPE・PB管工法に係る換算係数 PE・PB管の熱融着・電気融着対応の継手等 給水器具の最低作動(必要)水頭・水圧の表において ■住宅用の給水器具の「台所流し」及び「洗濯流し」の水頭・水圧を変更 3.0mAq→5.0mAq 0.029MPa→0.049MPa (追加)